

# 平成29年度青森県造林補助事業標準単価表（人工造林）

（森林環境保全整備事業）

## 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けた者
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
- 3 1現場が0.1ha以上であること（水田跡地の場合には0.05ha以上）

## 【標準単価】

- 1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数
スギ(コンテナ苗含む)	1,000 ～ 3,000
アカマツ	2,000 ～ 3,000
クロマツ(コンテナ苗含む)	2,000 ～ 3,000
カラマツ(コンテナ苗含む)	1,500 ～ 3,000
ヒバ(コンテナ苗含む)	1,500 ～ 3,000
コバハン	2,000 ～ 3,000
ミズキ	2,000 ～ 3,000
ウルシ	1,000 ～ 3,000
ナラ	2,000 ～ 3,000
ケヤキ	2,000 ～ 3,000
クリ(シバグリ)	2,000 ～ 3,000

樹種名	植栽本数
カツラ	2,000 ～ 3,000
エンジュ	2,000 ～ 3,000
ヤマザクラ	2,000 ～ 3,000
イタヤカエデ	2,000 ～ 3,000
トチ	2,000 ～ 3,000
オオヤマザクラ	2,000 ～ 3,000
ホオノキ	2,000 ～ 3,000
アオダモ	2,000 ～ 3,000
ブナ	2,000 ～ 3,000

- 2 標準単価(スギをha当たり3,000本植栽した場合) (単位:円/ha)

現地条件	標準単価	
	人力地拵え	機械地拵え
植栽地が草地	897,210	730,530
植栽地がササ地	975,130	

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

- 2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

## 平成29年度青森県造林補助事業標準単価表（樹下植栽）

（森林環境保全整備事業）

### 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 上層木が3齢級（15年生）以上であること（長期育成循環整備にあってはX齢級（50年生）以上）

### 【標準単価】

- 1 補助対象苗木及び植栽本数（ha当たり）

樹種名	植栽本数
スギ(コンテナ苗含む)	300 ~ 3,000
アカマツ	300 ~ 3,000
クロマツ(コンテナ苗含む)	300 ~ 3,000
カラマツ(コンテナ苗含む)	300 ~ 3,000
ヒバ(コンテナ苗含む)	300 ~ 3,000
コバハン	300 ~ 3,000
ミズキ	300 ~ 3,000
ウルシ	300 ~ 3,000
ナラ	300 ~ 3,000
ケヤキ	300 ~ 3,000
クリ(シバグリ)	300 ~ 3,000

樹種名	植栽本数
カツラ	300 ~ 3,000
エンジュ	300 ~ 3,000
ヤマザクラ	300 ~ 3,000
イタヤカエデ	300 ~ 3,000
トチ	300 ~ 3,000
オオヤマザクラ	300 ~ 3,000
ホオノキ	300 ~ 3,000
アオダモ	300 ~ 3,000
ブナ	300 ~ 3,000

- 2 標準単価(ヒバをha当たり1,500本を植栽した場合) (単位:円/ha)

現地条件	標準単価	
	人力地拵え	機械地拵え
植栽地が草地	912,560	820,880
植栽地がササ地	955,410	

- ※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。
- 2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

## 平成29年度青森県造林補助事業標準単価表（下刈）

（森林環境保全整備事業）

### 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 単層林として植栽したものについては2齢級（10年生）以下
- 5 複層林（又は長期育成循環施業）として植栽した場合には5齢級（25年生）以下
- 6 複層林（又は長期育成循環施業）として植栽せずに天然更新ものについては8齢級（40年生）以下

### 【標準単価】

（単位:円/ha）

区 分	下 刈 種 別	標 準 単 価
単 層 林	1 回 目 の み	158,430
複 層 林	1 回 目 の み	126,740

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

## 平成29年度青森県造林補助事業標準単価表（枝打ち）

（森林環境保全整備事業）

### 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 単層林として植栽した場合には6齢級（30年生）以下(植栽しない(天然更新)場合には補助対象外)
- 5 複層林の場合は、上層木が12齢級（60年生）以下で間伐と一体的に行う（下層木も補助対象）
- 6 複層林の場合は、上層木が18齢級（90年生）以下で更新伐と一体的に行う（下層木も補助対象）

### 【標準単価】

（単位:円/ha）

種別	標準単価
1.0m～2.0mまで	161,350
2.0m～4.0mまで	272,460

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

# 平成29年度青森県造林補助事業標準単価表（除伐・保育間伐）

（森林環境保全整備事業）

## 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 除伐は、  
下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。不用木の除去のみを実施する場合は、原則として不用木全てを除去する場合に補助対象とする。
- 5 保育間伐は、  
森林経営計画等（森林施業計画及び特定間伐等促進計画も含む）に基づく場合に限り、適切な密度管理を目的として7齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分、又は伐採しようとする不用木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む）の除去、不良木の淘汰とする。不良木淘汰の伐採率は20%以上を補助対象とする。

## 【標準単価】

（単位：円/ha）

区 分	種 別	標 準 単 価
除 伐	刈払機使用	145,930
保 育 間 伐	チェーンソー使用 （伐倒のみ）	169,120
保 育 間 伐	チェーンソー使用 （枝払込み）	255,970

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

## 平成29年度青森県造林補助事業標準単価表（間伐）

（森林環境保全整備事業）

### 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 1申請ごとに1集約化実施計画あたり5ha以上かつ平均10m<sup>3</sup>/ha以上搬出
- 5 1森林経営計画内における施工地の面積が5ha未満の場合は、当該施工地全てにおいて間伐および更新伐を実施、かつ平均10m<sup>3</sup>/ha以上搬出
- 6 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 7 適切な密度管理を目的として12齢級（60年生）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積

### 【標準単価】

（単位:円/ha）

区分	種別	標準単価			
		定性間伐		列状間伐	
		チェーンソー造材	プロセッサ造材	チェーンソー造材	プロセッサ造材
間伐	10m <sup>3</sup> 未満（伐倒のみ）	94,160	94,160	94,160	94,160
	10m <sup>3</sup> 未満（伐倒、枝払）	140,690	140,690	140,690	140,690
	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	203,400	189,250	189,510	175,370
	20m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	273,670	250,230	250,470	227,040
	30m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	318,030	285,310	285,520	252,800
	40m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	389,170	347,160	347,810	305,800
	50m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	413,770	388,420	369,660	344,310
	60m <sup>3</sup> ～70m <sup>3</sup>	455,420	425,460	403,070	373,110
	70m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup>	516,950	482,380	456,810	422,250
80m <sup>3</sup> ～90m <sup>3</sup>	578,910	539,730	510,980	471,810	

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。

## 平成29年度青森県造林補助事業標準単価表（更新伐）

（森林環境保全整備事業）

### 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者
- 3 1現場が0.1ha以上であること
- 4 1申請ごとに1集約化実施計画あたり5ha以上かつ平均10m<sup>3</sup>/ha以上搬出
- 5 1森林経営計画内における施工地の面積が5ha未満の場合は、当該施工地全てにおいて間伐および更新伐を実施、かつ平均10m<sup>3</sup>/ha以上搬出
- 6 不良木淘汰の伐採率は20%以上
- 7 人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級（90年生）以下の林分で行う不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積

### 【標準単価】

（単位：円/ha）

区分	種別	標準単価			
		定性伐採		列状伐採	
		チェーンソー造材	プロセッサ造材	チェーンソー造材	プロセッサ造材
更新伐	10m <sup>3</sup> 未満	57,060	57,060	57,060	57,060
	10m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	150,370	143,460	137,860	130,950
	20m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup>	212,330	200,810	192,040	180,510
	30m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>	274,290	258,160	246,210	230,080
	40m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	336,260	315,510	299,930	279,190
	50m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	398,210	372,870	354,100	328,750
	60m <sup>3</sup> ～70m <sup>3</sup>	460,170	430,210	407,820	377,860
	70m <sup>3</sup> ～80m <sup>3</sup>	522,140	487,570	462,000	427,430
	80m <sup>3</sup> ～90m <sup>3</sup>	584,100	544,920	516,170	476,990

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかかる保険料等を加算することになる。

## 平成29年度青森県造林補助事業標準単価表（森林作業道）

（森林環境保全整備事業）

### 【造林補助を受けるための条件】

- 1 市町村森林整備計画に登載されている森林であること
- 2 事業実施主体
  - (1) 市町村、財産区
  - (2) 森林所有者
  - (3) 森林組合、生産森林組合
  - (4) 森林整備法人
  - (5) 個人にあっては、森林施業計画を作成し、市町村の認定を受けたもの
  - (6) 特定非営利活動法人
  - (7) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（協業体）
  - (8) 間伐等促進法に規定する特定間伐等促進計画に基づき特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
  - (9) 森林経営計画の認定を受けた者

### 【標準単価】

- 1 幅員2.5m (単位:円/m)

傾斜	標準単価
15°未満	230
15°以上20°未満	410
20°以上25°未満	640
25°以上30°未満	980
30°以上	1,520

- 2 幅員3.0m (単位:円/m)

傾斜	標準単価
15°未満	370
15°以上20°未満	560
20°以上25°未満	920
25°以上30°未満	1,360
30°以上	1,940

※1 上記金額は消費税抜きであり、森林組合等へ作業を委託した場合には、標準単価にも消費税を加算することになる。

2 森林組合等へ作業を委託した場合には、当該森林組合がかける保険料等を加算することになる。